

宇都宮市サン・アビリティーズ条例

○宇都宮市サン・アビリティーズ条例

平成15年3月25日

条例第11号

改正 平成15年12月第38号

平成16年12月第37号

平成17年6月第42号

平成19年12月第85号

平成23年12月第35号

平成24年3月第12号

平成25年3月第37号

(設置)

第1条 障害者の教養、文化及び体育の向上を図り、その社会参加を促進し、もって障害者の福祉の増進に寄与するため、サン・アビリティーズを設置する。

(定義)

第2条 この条例において「障害者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児をいう。

(平24条例12・平25条例37・一部改正)

(名称及び位置)

第3条 サン・アビリティーズの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 宇都宮市サン・アビリティーズ

位置 宇都宮市屋板町251番地1

(事業)

第4条 サン・アビリティーズにおいて行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の教養、文化及び体育の向上に関すること。
- (2) 障害者の機能回復及び健康の増進に関すること。
- (3) 障害者の交流に関すること。
- (4) その他サン・アビリティーズの目的を達成するため必要な事業

(使用者の範囲)

第5条 サン・アビリティーズを使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 障害者及びその介護者

宇都宮市サン・アビリティーズ条例

(2) その他市長が前号と同様の状態にあると認める者

2 市長は、前条に規定する事業目的のため必要と認められるとき及び施設の運営上支障がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、障害者以外の者に施設を使用させることができる。

(使用許可)

第6条 サン・アビリティーズを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、サン・アビリティーズの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第7条 市長は、サン・アビリティーズの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 設備、器具等をき損し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的とするとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他市長が適当でないと認めるとき。

(使用料)

第8条 サン・アビリティーズの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表の該当する金額の合計額を使用料として、使用の許可を受ける際に納付しなければならない。

(平16条例37・一部改正)

(使用料の減免)

第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用許可の取消し等)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受ける

宇都宮市サン・アビリティーズ条例

ことがあっても、市はその責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく施行規則に違反したとき。
- (2) 第7条各号の規定に該当したとき。
- (3) 使用許可の条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
- (5) その他市長が管理上必要があると認めるとき。

(入場の制限)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 伝染性疾病のある者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) その他管理上必要な指示に従わない者

(指定管理者による管理)

第13条 市長は、サン・アビリティーズの設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者（以下「指定管理者」という。）にサン・アビリティーズの管理を行わせることができる。

(平17条例42・全改)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 前条の規定により指定管理者にサン・アビリティーズの管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) サン・アビリティーズの使用の許可及び制限に関する業務
- (3) サン・アビリティーズの維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項に規定する場合において、第6条、第7条、第11条及び第12条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平17条例42・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第15条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正にサン・アビリティーズの管理を行わなければならない。

(平17条例42・追加)

宇都宮市サン・アビリティーズ条例

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平17条例42・旧第14条繰下)

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年12月19日条例第38号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月27日条例第37号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成17年6月24日条例第42号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第13条の規定により管理を委託しているサン・アビリティーズの管理については、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)の施行の日から起算して3年を経過する日(同日前に地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定に係る期間の初日の前日)までの間は、なお従前の例による。

3 指定管理者にサン・アビリティーズの管理を行わせる場合においては、当該管理を行わせる日前にこの条例による改正前の宇都宮市サン・アビリティーズ条例の規定により市長がした許可その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為(同日以後の使用に係るものに限る。)は、この条例による改正後の宇都宮市サン・アビリティーズ条例の規定により指定管理者がした許可その他の行為又は指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則 (平成19年12月21日条例第85号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月20日条例第35号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

宇都宮市サン・アビリティーズ条例

附 則（平成24年 3 月23日 条例第12号）

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月22日 条例第37号）抄

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 8 条関係）

（平15条例38・平16条例37・平19条例85・平23条例35・一部改正）

(1) 体育館

使用区分			金額（1時間当たり）	
全 面 使 用	スポーツに使用する場合		一般	1,540円
			中学生以下	760円
	スポーツ以外に使用する場合		一般	3,180円
			中学生以下	1,580円
部 分 使 用	2分の1使 用	スポーツに使用する場合	一般	790円
			中学生以下	390円
		スポーツ以外に使用する場合	一般	1,580円
			中学生以下	780円
		バドミントンに使用する場合（1面につ き）	一般	470円
			中学生以下	230円
		卓球に使用する場合（1台につ き）	一般	230円
			中学生以下	110円

(2) 研修室等

施設名	金額		
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
研修室	990円	1,650円	1,320円
多目的ホール	600円	1,000円	800円
音楽室	600円	1,000円	800円
教養娯楽室	480円	800円	640円
ミーティングルーム	320円	530円	430円
相談室	160円	270円	220円

宇都宮市サン・アビリティーズ条例

(3) 器具

器具名	金額		附属物品
ポータブルプレーヤー（1式）	1使用時間帯（午前9時から正午まで、正午から午後	590円	ハンディマイク2本、卓上マイクスタンド及び床上マイクスタンド1台
ステレオセット（1台）	5時まで又は午後	640円	
カラオケセット（1台）	5時から午後9時	1,260円	マイク3本、譜面台1台及び音楽テープ
16ミリ映写機（1式）	つき	730円	映写機1台及びスクリーン
スライド映写機（1台）		600円	映写機1台及びスクリーン
ビデオデッキ		230円	テレビ1台
ディスクゴルフ（1式）	1時間につき	100円	移動式ゴール1台及びディスク30枚
ビームライフル（1式）		210円	ターゲット1台及びディスプレイ

備考

- やむを得ない理由により許可を受けた使用時間帯を超えて使用するときの金額は、1時間（1時間未満は1時間とする。）につき当該施設等に係る金額の1時間相当額（10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、許可を受けた使用時間帯の前又は後で、使用料が設定されていない時間に施設等を使用するときの金額は、当該使用時間帯（2つ以上の使用時間帯を継続して使用する場合にあっては、直近の使用時間帯とする。）の前又は後それぞれについて、その超過時間1時間（1時間未満は1時間とする。）につき当該施設等に係る金額の1時間相当額の1.25倍の額（10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 各使用時間帯には、準備、後片付け等利用に必要な一切の時間を含むものとする。